平成 30 年度教育庁主要施策について

（別添１）

１　教育庁主要施策に関わる基本的な考え方

１　教育庁主要施策

「教育庁主要施策」とは、東京都教育委員会が当該年度に重点的に取り組む施策であり、都の教育振興基本計画である「東京都教育ビジョン」を踏まえ、毎年 30 程度の施策を定めている。

２　主要施策を決定・公表する意義

(1)　東京都全体の教育振興

平成 30 年度において取り組む具体的な施策を、区市町村教育委員会や学校等に周知して連携を進めることにより、東京都全体の教育振興を図る。

(2)　都民等への周知

教育施策に対する都民等の関心を高めることにより、都民・学校・関係諸機関が一体となった取組を支援する。

(3)　施策の改善・充実に向けた体系化

地教行法第 26 条に定められた教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施する際の評価対象として体系化し、施策の改善・充実を図る。

【参考】　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）

＜第 26 条＞（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育庁主要施策と「東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）」との関係について

東京都教育委員会の教育目標 ― 東京都教育委員会の基本方針

東京都教育ビジョン（第３次・一部改定）　※都における教育振興基本計画

＜基本理念＞
社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

＜７の柱・10 の取組の方向＞

1	知	①個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実
		②世界で活躍できる人材の育成
2	徳	③社会的自立を促す教育の推進
		④子供たちの健全な心を育む取組
3	体	⑤体を鍛え健康に生活する力を培う
4	オリンピック・パラリンピック教育	⑥オリンピック・パラリンピック教育の推進
5	学校	⑦教員の資質・能力を高める
		⑧質の高い教育環境を整える
6	家庭	⑨家庭の教育力向上を図る
7	地域・社会	⑩地域・社会の教育力向上を図る

平成 30 年度教育庁主要施策

３　今後の予定

○３月末　　主要施策を基に「主要事務事業の概要」の冊子を作成し、都内全公立学校及び区市町村教育委員会等に配布

○４月　　教育施策連絡協議会にて区市町村教育委員会関係者及び都内公立学校（園）長に説明